

福津市商工会青年部運営内規

(目的)

第 1 条 この内規は、福津市商工会運営規約第 4 4 条(以下「本会規約」という。)の規程に基づき、青年部の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(届出)

第 2 条 本会規約第 3 2 条 1 項の規定により、青年部に加入しようとする者は、次の事項を部長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) その他必要な事項

2 前項の各号について変更したときも同様とする。

(部会費)

第 3 条 本会規約第 3 5 条第 2 項に定める部会費の額及びその払込の方法並びに納期は、別表 1 のとおりとする。

(通常部員総会の開催時期及び招集)

第 4 条 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に開催する。

2 部員総会の招集は、少なくとも会日の 1 週間前までに各部員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所について、通知して行うものとする。

3 臨時部員総会は、部長が必要と認めたときに、常任委員会の同意を得て開催する。

(議事録)

第 5 条 部員総会の議事については、議事録を作らなければならない。

2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した常任委員(監査委員を除く。)が署名しなければならない。

(部役員)

第 6 条 青年部につきの役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 部長 | 1 名 |
| (2) 副部長 | 3 名 |
| (3) 常任委員 | 3 名 |
| (4) 会計委員 | 1 名 |
| (5) 監査委員 | 2 名 |

(委員会の設置)

第 7 条 青年部に部員総会の議を経て、事業活動に沿った各種委員会を置くことができる。

2 委員会に委員長 1 名を常任委員会の互選により選任する。

3 部員は、各委員会のいずれかに所属するものとする。

(会計委員)

第 8 条 会計委員は、常任委員の中から、常任委員会の互選により選任する。

(脱退)

第 9 条 部員は、次の場合脱退する。

- (1) 部員たる資格を喪失した場合。ただし、年齢制限による場合は満 45 歳に達した最初の年度末に脱退するものとする。
- (2) 役員に在職中の者は、役員の任期満了の日をもって脱退するものとする。
- (3) 死亡した場合。
- (4) 除名された場合。
- (5) 前各号の場合のほか脱退しようとする部員は、その旨を常任委員会に申し出て承認を受け、脱退することができる。

(顧問及び相談役)

第 10 条 青年部に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、常任委員会の同意を得て、部長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱にあたっては、会長の承認を得るものとする。

(賛助部員)

第 11 条 部員たる資格を有しない者であっても、青年部の趣旨に賛同する者は、青年部の賛助部員になることができる。

- 2 第 2 条から第 3 条（加入、部費）及び第 9 条（3）から（5）（脱退）、第 14 条（慶弔）の規定は、賛助部員について準用する。

(事業年度の準用)

第 12 条 青年部の事業年度及び会計は、本会の規定を準用する。

(収入)

第 13 条 青年部の経費は、部会費、本会からの助成金及びその他の収入をもってあてる。

(旅費)

第 14 条 青年部の旅費は、本会の規定(職員)を準用する。

(慶弔及び表彰)

第 15 条 青年部の慶弔は、常任委員会の議を経て、別表 2 に定める額とする。

- 2 特に功労のあった部員に対して、表彰することができる。

附 則

1. この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

1. この内規は、平成 20 年 7 月 1 日から実施する。

1. この内規は、平成 21 年 4 月 25 日から実施する。

1. この内規は、平成 23 年 4 月 16 日から実施する。

1. この内規は、平成 27 年 4 月 14 日から実施する。

1. この内規は、平成 27 年 7 月 6 日から実施する。

別表 1

部 会 費

1. 部会費	月額1,000円
2. 納入の方法	現金払い
3. 納 期	年2回

*納入された部会費はいかなる事由があっても返還しない。

別表 2

慶 弔

1. 本 人	(1) 結 婚	5,000円
	(2) 15日以上入院	3,000円
	(3) 死 亡	10,000円
2. 配偶者	(1) 死 亡	10,000円
3. 両親・子	(1) 死 亡	5,000円
4. 初 盆	(1) 本 人	3,000円
	(2) 家族	1,000円